

6月20日の本会議において、産業経済常任委員会に付託を受けました議案第37号について、6月21日に開催した委員会の審査の経過及び結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

第11条の重複適用の禁止から他の助成を受けている場合は、重複して奨励金を受けることはできないのかとの質疑があり、奨励金の上限を超えない場合は差額までは受けることができると答弁がありました。

ソフトウェアについては対象外となるのはなぜかとの質疑があり、あくまで固定資産税の機械設備と器具備品、土地、建物等が対象になると答弁がありました。

条例制定により年度内での補正予算が発生するのかとの質疑があり、固定資産税の評価が決定し納税後の措置となるので、年度内の補正予算は予定していないとの答弁がありました。

市内企業ではどのぐらいの規模のものを想定しているのかとの質疑があり、新たな投下資本5億円以上となるので湖南工業団地内の企業規模であれば十分対象となるとの答弁がありました。

第9条において人材、資材、資源における域内循環や女性活躍の推進を明記している理由はどの質疑があり、市内経済効果の循環と湖南市独自措置の女性活躍に対する責務を努力規定として明確にし、促す必要があると答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第37号湖南市産業振興及び女性活躍推進等に係る奨励措置に関する条例の制定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。